

報道関係者 各位

平成 24 年 3 月 7 日

**【照会先】**

保険局 総務課 医療費適正化対策推進室  
室長 鈴木 建一 (内線 3176)  
室長補佐 石井 隆太郎 (内線 3217)  
主査 柿澤 満絵 (内線 3179)  
(代表電話) 03(5253)1111  
(直通電話) 03(3595)2164

## 平成 22 年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況(速報値)

～特定健康診査の実施率は 43.3%～

厚生労働省では、このたび、平成 22 年度の「特定健康診査・特定保健指導の実施状況」について、速報値<sup>※1</sup>を取りまとめましたので公表します。

これは、平成 20 年度から、40 歳から 74 歳までの被保険者と被扶養者を対象に、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した健康診査・保健指導を実施することが、医療保険者に対し義務付けられたことから、その実施状況について速報値として取りまとめたものです。

※1 保険者からの申告値をまとめた値です。今後、報告内容を精査した上で、平成 22 年度の確報値を公表する予定です。

### 【実施状況結果のポイント】

#### 1. 特定健康診査の実施率 (別添 1P、表 1)

- ・特定健康診査の対象者数は約 5,219 万人(平成 21 年度確報値約 5,221 万人)、受診者数は約 2,259 万人(同 2,159 万人)、実施率は 43.3%(同 41.3%)

#### 2. 特定保健指導の実施率 (別添 3P、表 3)

- ・特定保健指導の対象者<sup>※2</sup>数は約 406 万人(平成 21 年度確報値約 409 万人)、健診受診者に占める割合は 18.0%(同 18.9%)。
- ・特定保健指導の終了者数は約 55.6 万人(同 50.4 万人)で、保健指導対象者に占める割合は 13.7%(同 12.3%)。

※2 特定健康診査の結果から、生活習慣の改善が必要とされた人を指します。

# 平成 22 年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況(速報値)について

## I. 趣旨

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づき、平成 20 年度から、特定健康診査・特定保健指導制度が実施されている。実施主体である保険者は、年度毎の実施状況を、当該年度の翌年度の 11 月 1 日までに社会保険診療報酬支払基金に報告することとされている。今般、平成 22 年度の実施状況についての保険者からの申告値を速報値としてまとめたので公表する。

当速報値の集計の対象は、平成 24 年 2 月末時点で報告のあった 3,432 保険者(報告対象: 3,433 保険者)である。今後、東日本大震災の影響により報告が遅れている保険者からの報告を受けた後、国において報告内容を精査し、平成 22 年度の確報値を公表する予定であり、今後発表する確報値においては、速報値からの変更があり得るものである。

## II. 実施状況の概要

### 1. 特定健康診査の実施率(速報値)

#### (1) 全体の実施率(速報値)

平成 22 年度の特定健康診査の対象者数<sup>※1</sup>は約 5,219 万人で、受診者数<sup>※2</sup>は約 2,259 万人であり、特定健康診査の実施率は 43.3%であった。(表 1)

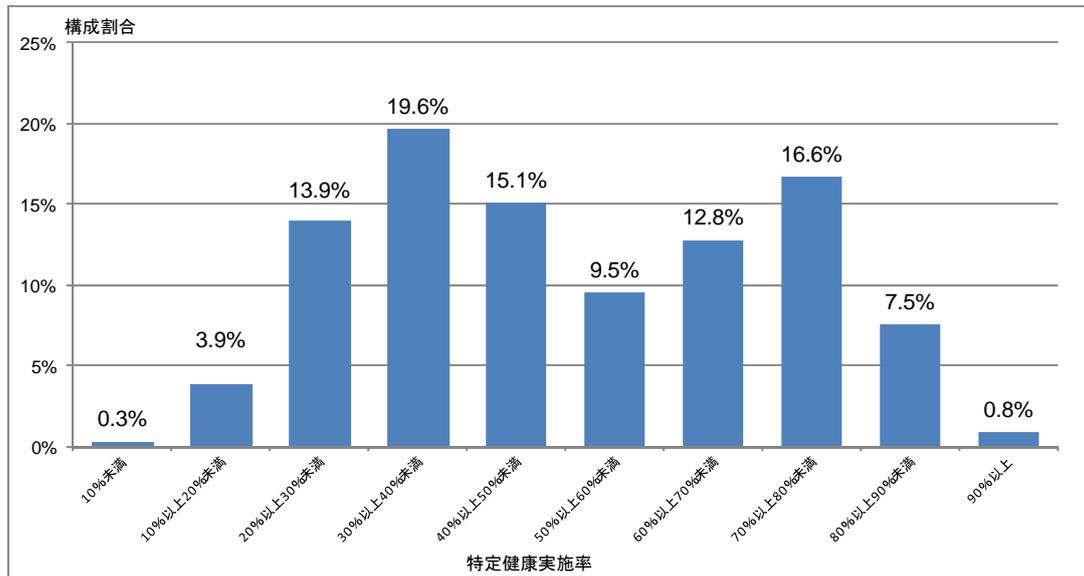
※1 対象者数:当該年度の 4 月 1 日における加入者であって、当該年度において 40 歳以上 75 歳以下に達する者のうち、年度途中における異動者(加入、脱退)及び平成 20 年度厚生労働省告示第 3 号に規定する各項のいずれかに該当する者(妊産婦等)と保険者が確認できた者を除いた者の数。

※2 受診者数:特定保健指導の対象となるか否かについて、健診項目によって確定できる者の数。

表 1 特定健康診査の実施率(速報値)(全体)

	対象者数	受診者数	特定健康診査実施率
平成 22 年度(速報値)	52,191,043	22,586,005	43.3%
平成 21 年度(確報値)	52,211,735	21,588,883	41.3%

図1 特定健康診査実施率(速報値)ごとの保険者の分布状況



(2) 保険者の種類別の特定健康診査実施率(速報値)

保険者の種類別の実施率は、組合健保・共済組合において高く、市町村国保、国保組合、全国健康保険協会、船員保険において低い二極化の構造となっている。(表2)

表2 特定健康診査の保険者種類別の実施率

	全体	市町村 国保	国保組合	全国健康 保険協会	船員保険	組合健保	共済組合
平成22年度 (速報値)	43.3%	32.0%	38.6%	34.5%	34.7%	67.6%	70.9%
平成21年度 (確報値)	41.3%	31.4%	36.1%	31.3%	32.1%	65.0%	68.1%

2. 特定保健指導対象者の割合及び特定保健指導の実施率（速報値）

(1) 特定保健指導対象者の割合・特定保健指導の実施率

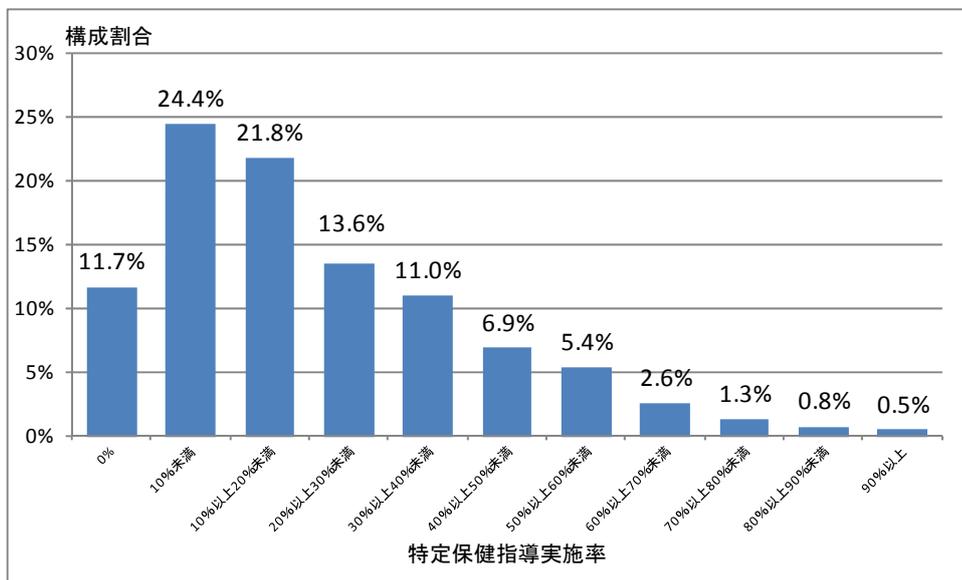
特定健康診査を受けた者のうち、特定保健指導の対象者になった者の割合は、18.0%であった。

特定保健指導対象者となった者のうち、特定保健指導を終了した者の割合（以下、「特定保健指導実施率」という。）は13.7%であった。（表3）

表3 特定保健指導の対象者の割合及び特定保健指導実施率（速報値）

		人数	割合・実施率
平成22年度 (速報値)	特定保健指導の対象者	4,062,881	18.0%
	特定保健指導の終了者	555,921	13.7%
平成21年度 (確報値)	特定保健指導の対象者	4,086,952	18.9%
	特定保健指導の終了者	503,712	12.3%

図2 特定保健指導の実施率(速報値)ごとの保険者の分布状況



(2) 保険者の種類別の特定保健指導実施率（速報値）

保険者の種類別の実施率は、市町村国保が 20.9%と最も高い実施率となっており、次に組合健保 14.8%、共済組合 10.4%、国保組合 7.7%、全国健康保険協会 7.3%、船員保険 6.6%であった。（表 4）

表 4 特定保健指導の保険者の種類別の実施率

	全体	市町村 国保	国保組合	全国健康 保険協会	船員保険	組合健保	共済組合
平成 22 年度 （速報値）	13.7%	20.9%	7.7%	7.3%	6.6%	14.8%	10.4%
平成 21 年度 （確報値）	12.3%	19.5%	5.5%	7.3%	5.8%	12.2%	7.9%

3. その他

(1) 内臓脂肪症候群該当者及び予備群の割合

特定保健指導の対象者の基準の元となる内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）該当者<sup>※2</sup>及び内臓脂肪症候群予備群<sup>※3</sup>の割合は 26.4%であった。（表 5）

※2 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）該当者：内臓脂肪の蓄積（主に腹囲により測定）に加え、血中脂質、血圧、血糖の基準のうち、2 つ以上に該当する者。

※3 内臓脂肪症候群予備群：内臓脂肪の蓄積（主に腹囲により測定）に加え、血中脂質、血圧、血糖の基準の1つに該当する者。

表 5 内臓脂肪症候群該当者及び予備群の割合

	人数	割合
平成 22 年度（速報値）	5,963,011	26.4%
平成 21 年度（確報値）	5,757,451	26.7%

<参考>内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)と特定保健指導対象者の関係

特定保健指導の対象者の選定基準(図3)は、内臓脂肪症候群の診断基準(図4)に基づいているが、特定保健指導の対象者の選定基準には、BMIも勘案している他、高血圧等に対する服薬治療を受けている者については対象としていない。(図5)

図3 特定保健指導対象者の選定基準

腹囲	追加リスク			④喫煙歴	対象	
	①血糖	②脂質	③血圧		40-64歳	65-74歳
≥85cm(男性) ≥90cm(女性)	2つ以上該当			あり なし	積極的 支援	動機付け 支援
	1つ該当					
上記以外で BMI≥25	3つ該当			あり なし	積極的 支援	動機付け 支援
	2つ該当					
	1つ該当					

(注)喫煙歴の科線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

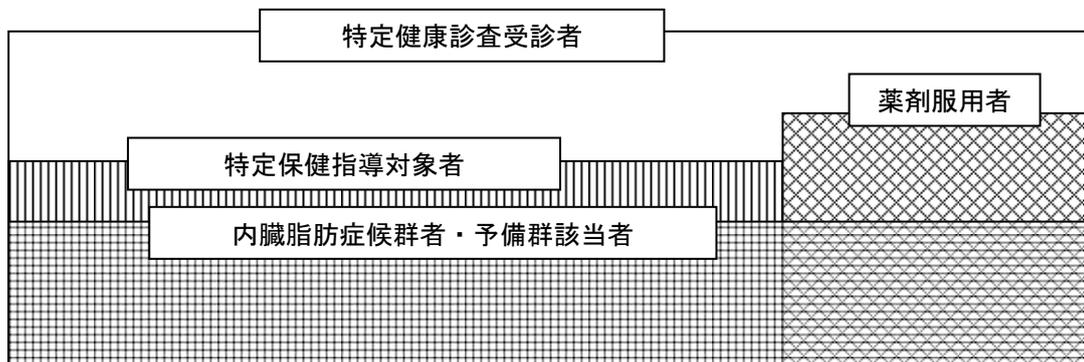
- ①血糖 a 空腹時血糖100mg/dl以上 又は b HbA1cの場合 5.2% 以上 又は c 薬剤治療を受けている場合
- ②脂質 a 中性脂肪150mg/dl以上 又は b HDLコレステロール40mg/dl未満 又は c 薬剤治療を受けている場合
- ③血圧 a 収縮期血圧130mmHg以上 又は b 拡張期血圧85mmHg以上 又は c 薬剤治療を受けている場合
- ④質問票 喫煙歴あり (①から③のリスクが1つ以上の場合にのみカウント)

図4 内臓脂肪症候群判定基準

腹囲	追加リスク	
	①血糖	②脂質 ③血圧
≥85cm(男性)	2つ以上該当	
≥90cm(女性)	1つ該当	

- ①血糖 空腹時血糖 110 mg/dl 以上
- ②脂質 a 中性脂肪 150 mg/dl 以上 かつ・または b HDLコレステロール 40 mg/dl 未満
- ③血圧 a 収縮期血圧 130 mmHg 以上 かつ・または b 拡張期血圧 85 mmHg 以上
- ④高TG血症、低HDL-C血症、高血圧、糖尿病に対する薬剤治療を受けている場合は、それぞれの項目に含める。

図5 内臓脂肪症候群と特定保健指導対象者の関係 (イメージ図)



(2) 薬剤を服用している者の割合

高血圧症の治療に係る薬剤を服用している者の割合は 19.6%、脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者の割合は 11.5%、糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者の割合は 4.3%であった(重複あり)。(表 6)

表 6 薬剤を服用している者の割合

		人数	割合
平成 22 年度 (速報値)	高血圧症の治療に係る薬剤を服用している者	4,423,984	19.6%
	脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者	2,605,273	11.5%
	糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者	970,326	4.3%
平成 21 年度 (確報値)	高血圧症の治療に係る薬剤を服用している者	4,150,944	19.2%
	脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者	2,326,164	10.8%
	糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者	902,849	4.2%

平成22年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況(速報値)

別添

※ 保険者からの申告値をまとめたものであり、今後、報告内容を精査した上で、平成22年度の確報値を公表する予定。

	全体	市町村国保	国保組合	全国健康 保険協会	船員保険	組合健保	共済組合
特定健康診査対象者数	52,191,043	22,419,600	1,590,807	13,202,395	53,386	11,197,291	3,727,564
特定健康診査の対象となる被扶養者の数 <sup>※1</sup>	9,212,778			4,300,694	21,541	3,799,432	1,091,111
特定健康診査受診券を配布した被扶養者の数 <sup>※2</sup>	7,239,487			3,900,149	3,600	2,299,485	1,036,253
特定健康診査受診者数 <sup>※3</sup>	22,586,005	7,177,136	614,289	4,560,178	18,515	7,571,608	2,644,279
特定健康診査実施率	43.3%	32.0%	38.6%	34.5%	34.7%	67.6%	70.9%
特定保健指導の対象者数	4,062,881	951,996	122,830	929,904	6,856	1,503,299	547,996
特定保健指導の対象者の割合	18.0%	13.3%	20.0%	20.4%	37.0%	19.9%	20.7%
特定保健指導の終了者数	555,921	198,836	9,510	67,471	451	222,639	57,014
特定保健指導の終了者の割合(特定保健指導実施率)	13.7%	20.9%	7.7%	7.3%	6.6%	14.8%	10.4%
内臓脂肪症候群該当者数	3,257,471	1,168,052	95,732	637,519	4,454	988,233	363,481
内臓脂肪症候群該当者割合	14.4%	16.3%	15.6%	14.0%	24.1%	13.1%	13.7%
内臓脂肪症候群予備群者数	2,705,540	776,148	80,559	566,442	2,402	950,666	329,323
内臓脂肪症候群予備群者割合	12.0%	10.8%	13.1%	12.4%	13.0%	12.6%	12.5%
内臓脂肪症候群及び予備群者数	5,963,011	1,944,200	176,291	1,203,961	6,856	1,938,899	692,804
内臓脂肪症候群及び予備群者割合	26.4%	27.1%	28.7%	26.4%	37.0%	25.7%	26.2%
高血圧症の治療に係る薬剤を服用している者の数	4,423,984	2,266,468	119,818	694,100	2,607	995,952	345,039
高血圧症の治療に係る薬剤を服用している者の割合	19.6%	31.6%	19.5%	15.2%	14.1%	13.2%	13.0%
脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者の数	2,605,273	1,423,565	61,006	363,541	1,288	552,428	203,445
脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者の割合	11.5%	19.8%	9.9%	8.0%	7.0%	7.3%	7.7%
糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者の数	970,326	426,829	26,350	172,989	760	257,722	85,676
糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者の割合	4.3%	5.9%	4.3%	3.8%	4.1%	3.4%	3.2%

※1・2 被用者保険の保険者のみ計上。

※3 特定保健指導の対象となるか否かについて、健診項目によって確定できる者の数。